

高齢者住宅改良助成事業

介護を必要とする人が住み慣れた自宅で安全に生活できるように、介護保険の給付を超える大規模な住宅改修をした場合、介護保険の給付を超える部分について町の補助を受けることができます。

1. 高齢者住宅改良助成事業を利用できる方

介護保険の要介護認定で要支援1・2もしくは要介護1～5のいずれかに認定された方で、市町村民税非課税世帯の方

2. 対象となる住宅改修の種類

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止、移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- ④引き戸などへの扉の取替え
- ⑤洋式便器などへの便器の取替え
- ⑥その他、①～⑤の改修に付帯して必要となる工事

3. 補助金の交付額

介護保険の給付を超える部分について最大80万円が補助対象基準額となり、そのうち3分の2が補助されます。
※交付は、現在の住まいについて、原則1回限りです。

4. その他

工事着手前に申請が必要です。
申請は随時受け付けています（予算が無くなり次第、終了）。

問い合わせ先

健康対策課 生活相談室
TEL:0859-68-5535

平成28年度 県立産業人材育成センター 米子校生徒募集

～あなたの就職・再スタートを応援します！～

高卒見込者、18歳以上の求職者を対象に、来年度入校生を募集します。施設・授業見学を随時受け付けています。詳しくは、下記へお問い合わせください。

科名	期間	募集定員	取得資格・技能
自動車整備科	2年	5名	2級自動車整備士、ガス・アーク溶接関係資格など
設計・インテリア科	1年	17名	CADトレース技能、インテリアコーディネーターなど
デザイン科	1年	14名	広告デザイン、Webデザイナー、色彩検定3級以上など

- 授業料/年間 111,600円（減免制度あり）
- 募集期間/1月4日（月）～2月1日（月）
- 試験日/2月8日（月）

問い合わせ先

産業人材育成センター米子校
（旧米子高等技術専門校）
TEL:0859-24-0372

平成28年4月1日から 子どもの特別医療費助成の 対象年齢を拡大します

子どもの特別医療費助成制度の対象年齢を、4月1日から拡大します。対象者には通知を送りますので、通知が届いたら早めに手続きをしてください。

拡大内容

- 現在……15歳に達する日以降、最初の3月31日までにいる者
- 4月1日から……18歳に達する日以降、最初の3月31日までにいる者

手続き方法

- 平成13年4月2日以降生まれの方
⇒**手続きは必要ありません。**
新しい有効期限を表示した特別医療費受給資格証を1月中に郵便で送ります。
- 平成10年4月2日から平成13年4月1日生まれの方
⇒**役場の窓口で新しい特別医療費受給資格証を交付します。**
詳しい手続き方法を1月中に郵便で送りますので、早めに手続きをしてください。

問い合わせ先

健康対策課 健康増進室
TEL:0859-68-5536

軽自動車税の税額が変わります

地方税法の改正により、平成28年度から軽自動車税の税額を変更します。

軽四輪自動車など（いずれも総排気量600cc以下のもの）

- 平成27年3月31日までに登録された車の税額……表①
- 平成27年4月1日以降に新規に新車登録された車の税額……表②
※グリーン化特例による軽減（税率の軽減）あり（平成28年度のみ）
- 新車登録から13年を経過した車の税額……表③
※経年重課（税率の加重）あり（平成28年度から）

軽自動車の区分	税額（年額）			
	① 平成27年3月31日までに登録された車	② 平成27年4月1日以降に新規登録された車	③ 登録後13年経過した車（平成28年度から）	
四輪乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
四輪貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪		3,100円	3,900円	4,600円

● 軽四輪などのグリーン化特例による軽減

軽自動車の区分	税額（年額）				
	ガソリン車・ハイブリッド車		電気自動車・天然ガス自動車		
	おおむね25%軽減	おおむね50%軽減	おおむね75%軽減		
四輪	乗用	自家用	8,100円	5,400円	2,700円
		営業用	5,200円	3,500円	1,800円
	貨物用	自家用	3,800円	2,500円	1,300円
		営業用	2,900円	1,900円	1,000円
三輪		3,000円	2,000円	1,000円	

※平成28年度のみ、燃費性能に応じた税額が適用されます。

二輪車など 平成28年度から新税額が適用されます。

車種区分	税額（年額）		
	平成27年度まで	平成28年度から	
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車（125cc超250cc以下）	2,400円	3,600円	
二輪の小型自動車（250cc超）	4,000円	6,000円	
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他（フォークリフトなど）	4,700円	5,900円
雪上車	2,400円	3,600円	

問い合わせ先

住民課 税務室 TEL:0859-68-3114